

住宅第 457 号
平成17年6月14日

各支庁経済部建設指導課長 様

建設部住宅課長

道営住宅の管理に係る個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護に関しては、平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)」が全面施行されたことに伴い、個人情報取扱事業者とされる民間企業等において所要の対応策が講じられていることなど、個人情報の取り扱いに関する社会全体の意識が従前に増して高まりを見せる中、地方公共団体においても、個人情報の保護という点において、これまで以上に職員一人一人が高い意識をもって、業務にあたることが求められております。

道においては、平成6年3月31日に北海道個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)が既に制定されており、道営住宅の管理業務においても、保護条例を遵守した個人情報の取り扱いを行うこととなっておりますが、保護法の本格施行に合わせ、このたび保護条例も改正され、新たに罰則規定が設けられたことや、受託業務従事者にも実施機関の職員と同様の義務が課されるなど、必要な規定が整備されたところであります。

道営住宅の管理においては、個人のプライバシーに関わる多くの情報を取り扱うという業務の特殊性から、これまでも、適正な個人情報の取り扱いに努めてきたところでありますが、今後の道営住宅の管理業務における個人情報については、改正後の保護条例に基づいた適正な取り扱いがなされるようお願いいたします。

また、道営住宅の管理を委託している市町等にもこの旨周知をお願いいたします。

記

- 1 保護条例の改正内容(平成17年4月1日一部施行)
 - (1) 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることに伴う改正
 - (2) 罰則規定に係る改正
 - (3) その他個人情報保護制度の充実を図るための改正
 - (4) その他の改正※詳細別紙のとおり

- 2 改正後の保護条例
※別紙のとおり

事務連絡
平成17年6月14日

各支庁経済部建設指導課
建築住宅主査 様

建設部住宅課住宅管理グループ
主査(管理)

道営住宅の管理に係る個人情報の取り扱いについて

このことについては、平成17年6月14日付け住宅第457号により通知したところでありますが、道営住宅の管理業務において取り扱われる個人情報の内容や性格、処理の現状などを踏まえ、特に下記の事項に留意のうえ、適切な事務処理をお願いします。

記

1 個人情報の取り扱いに関する保護条例の基本規定

- | | | |
|---------------------------|-------|------------------|
| (1) 収集の制限 | ----- | 北海道個人情報保護条例第7条関係 |
| (2) 利用及び提供の制限 | ----- | 第8条関係 |
| (3) 提供先に対する措置請求 | ----- | 第9条関係 |
| (4) 電子計算組織を結合する方法による提供の制限 | ----- | 第10条関係 |
| (5) 適正管理 | ----- | 第11条関係 |
| (6) 委託に伴う措置 | ----- | 第12条関係 |
| (7) 職員等の義務 | ----- | 第13条関係 |

2 上記規定に係る基本的な対応

(1) 収集等における留意事項

- ① 当該情報を求める根拠、理由、必要性などについて、あらかじめ十分な説明を行うよう努めること
- ② 情報の収集は、公正な方法により、可能な限り本人から行うよう努めること
- ③ 収集する情報は、必要な範囲(事項)のみとすること
- ④ 本人以外から情報を収集する場合は、後にトラブルや誤解が生じないよう、極力、本人の同意を得ることとし、それにより難しい場合は、あらかじめその旨を周知しておくことが望ましいこと

(2) 利用及び提供等における留意事項

- ① 第三者への個人情報提供に関しては、特に1真重な判断のもと、以下の方法等を基本とした取り扱いとすること
- ② 他の機関等から情報提供を求められた場合は、下記により対応すること
 - 行政機関など公的機関以外は、原則、来庁を求めること
 - 青報提供を求める相手方に、概ね下記の事項が記載された書面を提出させること(標準様式1-1)
 - ・情報を必要とする機関等の名称、所在地、代表者
 - ・情報を求める本人との関係
 - ・来庁者の身分、氏名、連絡先、身分証明書の提示
 - ・必要な情報の内容
 - ・当該情報が必要な理由
 - ・取得した情報の利用目的及び利用方法
 - ・その他必要と思われる事項
 - 情報を提供する場合は、下記の方法等によること(標準様式1-2)
 - ・法令等の規定に基づく場合を除き、原則、本人の同意を得ること
 - ・提供する情報の内容や範囲は、個々の事例に応じて適切に判断すること
 - ・情報の提供は、原則、書面をもって行うこと
 - ・情報の利用目的や利用方法などについて制限を付すこと
 - ・情報の適切な取り扱いについて必要な措置を求めること
 - 上記に係る事務処理は、当該道営住宅を所管する支庁において行うこと

③ 道営住宅の入居者のみで組織する団体(以下「自治会等」という。)から当該団体に属する入居者に関わる情報提供を求められた場合は、共同施設等の管理運営上、特に必要と認められる場合に限り、下記による対応すること

○提供する情報は、下記の範囲とすること

- ・住宅情報住戸番号、名義人氏名
- ・駐車場情報区画番号、住戸番号、利用者氏名、車両ナンバー
- ・上記の異動情報……入退去者、異動年月日

○入居者(利用者)名簿など、上記に係る集合情報を資料として提供を求められた場合は、下記の内容を具備した書面を当該自治会等に提出させること(標準様式2-1)

- ・原則、自治会等の代表者が作成した書面であること
- ・当該情報の取得に関し、自治会等を構成する入居者の合意形成が図られていること
- ・求める情報の内容が明記されていること
- ・利用目的が、共同施設等の管理運営のためのものであること
- ・当該情報を管理する者が特定されていること

○情報を提供する場合は、下記の方法等によること(標準様式2-2)

- ・情報の提供は、原則、書面をもって行うこと
- ・提供する情報は、上記の範囲とすること
- ・情報の利用目的や利用方法などについて制限を付すこと
- ・II 情報の適切な取り扱いについて必要な措置を求めること

○上記の取り扱いを踏まえ、新規入居者に対しては、入居手続きの過程で自治会等への情報提供を行う旨の説明を行い、あらかじめ同意を得ておくことが望ましいこと

○なお、必要とされている情報が極少数であり、かつ特段の支障が認められる場合に限り、□頭など簡便な方法によることも可能であること

④ 上記の方法によるほか、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ止むを得ないと認められる場合を除き、原則、第3者に個人情報の提供は行わないこと

(3) 適正管理等における留意事項

- ① 個人情報に記載された書類等の保管は、原則、施錠可能なロッカー等において行うこと
- ② 個人情報に記載された書類等の破棄は、復元が不可能な状態で行うこと
- ③ 個人情報を取り扱うパソコンは、原則、パスワードにより起動させるものとする
- ④ パソコンによる個人情報データの加工及び出力は、利用目的の範囲で行うこと
- ⑤ 不要となった個人情報に記載された資料等は、速やかに廃棄処分を行うこと

(4) 上記による以外は、北海道個人情報保護条例の規定により処理すること。